

授業料の免除について

【ご質問】（投稿日：2019年1月22日）

授業料の免除の出願資格の1つ目は

” 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合”

となっていますが「学業優秀」でなければいけない理由はなんですか。

また、優秀とは具体的にはどういうことですか。

【回答】（回答日：2019年2月13日）

（教育推進・学生支援部学生課）

国立大学における授業料免除制度は、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者等にその納付を免除することにより、修学継続を容易にするもので、学生に対する奨学援護の一環として重要な役割を果たすものとされています。本制度における原資の多くは、国から配分される運営費交付金により実施していることから、大学は当該制度に沿って運用する責任が求められるところです。

「学業優秀」の基準については、学部生に関しては、「各学部で定める標準単位数以上を取得し、かつA+・A・Bの合計単位数がC・Dの合計単位数以上であること。」としています。大学院生については、取得単位数については学部準じた評価を行い、研究進捗状況に基づいて研究科長が評価することとなっています。（学部1年次、大学院1年次は入学試験の合格をもって学業優秀とみなします。）

このように、国民の税金が使われている授業料免除制度では、経済的理由とともに、一定の成績を出すだけの学業への精励が求められるということです